

300m²を超える社会福祉施設等の建築物

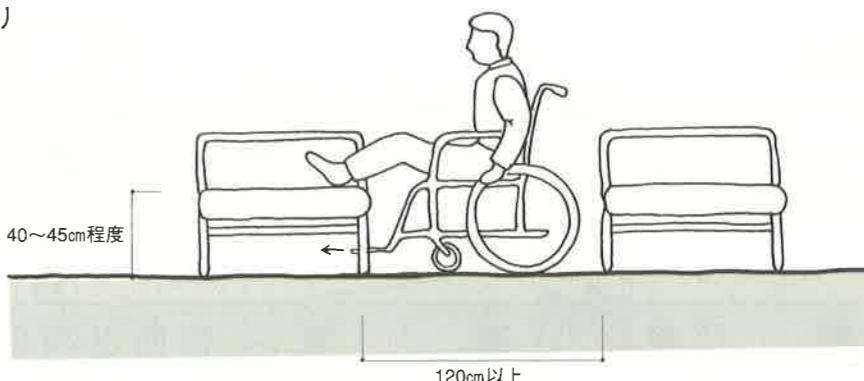
6. 客室等 【一般建築物 P.52~55参照】

● 基本的考え方 ●

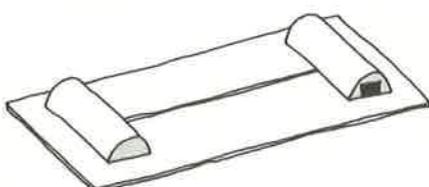
宿泊施設においては、車いす使用者や視聴覚障害者が利用しやすい客室の整備が必要です。とくに、非常時の誘導や避難にも配慮する必要があります。

項目	● 整備基準	整備基準の解説
(1) 設置	床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物にベッドを設ける客室等を設ける場合においては、その1以上の室を次に定める構造とすること。	→一定規模以上に限定したのは設計の自由度が大きく、多数の方が利用する公共的側面が強い客室又は寝室を有する建築物に限り、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した客室等の設置を義務づけるものである。 →「内法80cm」とは車いすが通過できる寸法である。
(2) 出入口の幅	(1) 出入口の幅は、内法 ^{うちのり} 80センチメートル以上とすること。	→「車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造」の戸とは、一般に引き戸形式のものが適しており、やむをえず開き戸にする場合は、戸の開き勝手方向に車いす使用者に支障がないよう十分なスペースを確保し、閉鎖作動時間を十分に確保したドアチェックなどを設け、軽く、ゆるやかに開閉するよう配慮する。
(3) 戸の構造	(2) 出入口に戸を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	→「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、高低差が1cm程度で丸味を持たせた段以外のものをいう。
(4) 床面	(3) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	→「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、高低差が1cm程度で丸味を持たせた段以外のものをいう。
(5) スペース	(4) 室内は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。	→客室は様々な平面計画が考えられることから、具体的な床面積等の数値等は規定しない。少なくとも、ベッド回り、出入口回り、トイレ・洗面所・浴室内において、車いすが余裕をもって回転できるスペースを確保することを求めている。
(6) トイレ	(5) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。ただし、客室等の外部に5の項(1)に定める構造のトイレを設ける場合においては、この限りでない。	
(7) 浴室	(6) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、浴槽、腰掛け台、手すり等が適切に配置された構造の浴室が設けられていること。ただし、客室等の外部にこれと同等以上に円滑に利用できる浴室が設けられている場合においては、この限りでない。	

・ベッド回り



・案内・誘導例



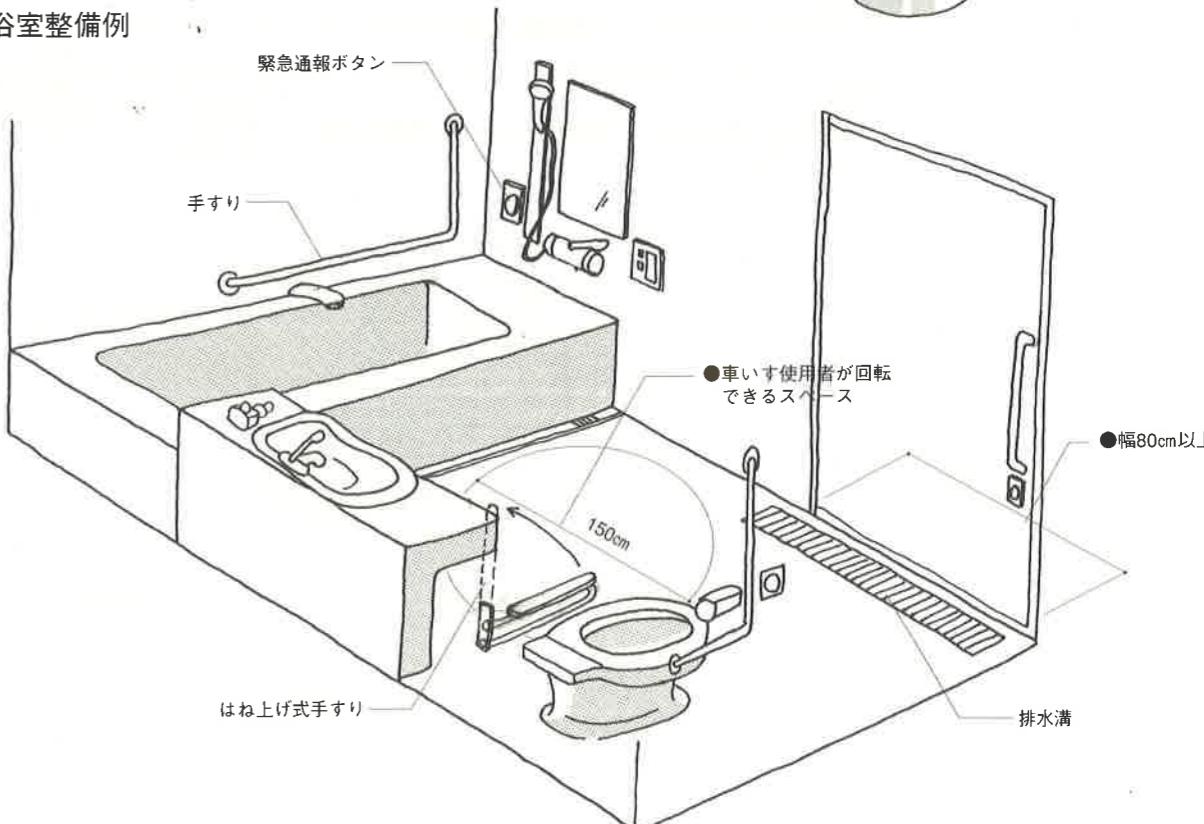
聴覚障害用バイブレーターの例
タイマーのセットで目覚まし時間や警報などを振動で知らせるものでまくらの下に置く。

・呼び出し用回転灯の例



聴覚障害者の呼び出し用回転灯

・客室の浴室整備例



300m²を超える社会福祉施設等の建築物

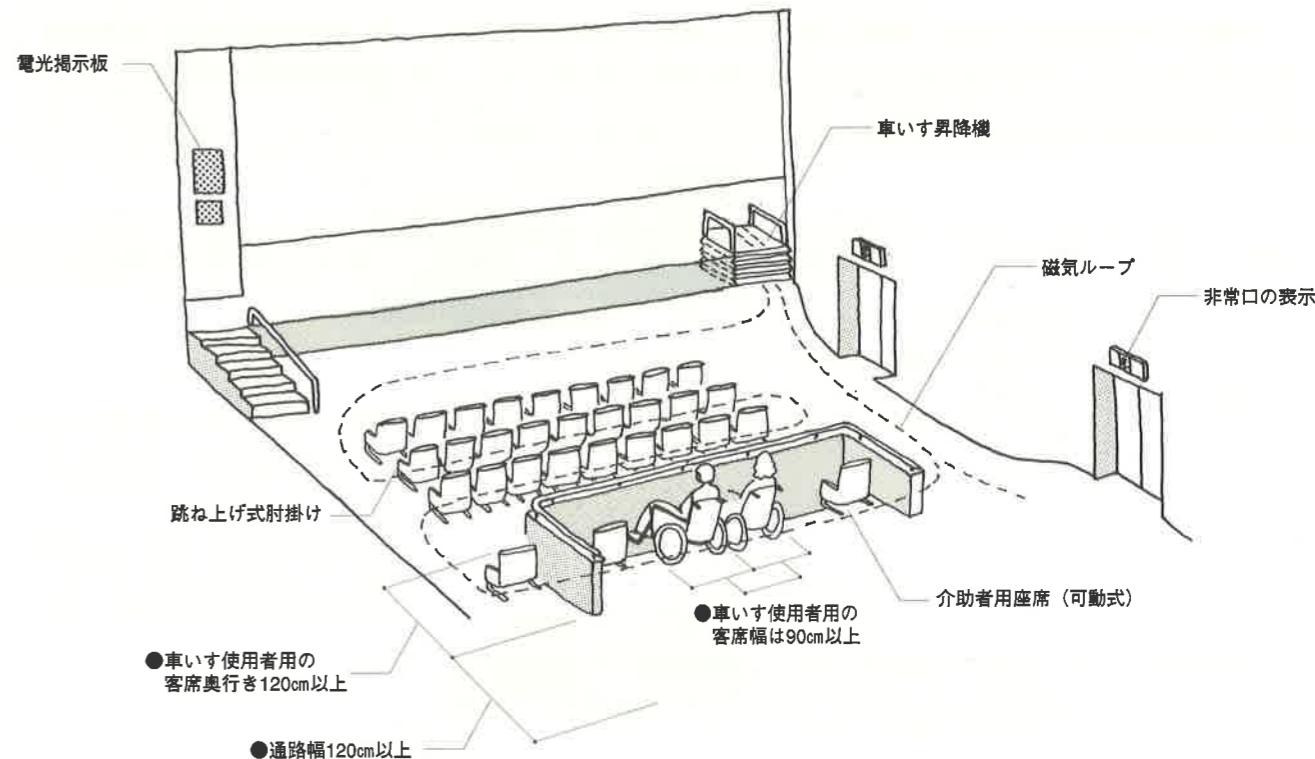
7. 客席 【一般建築物 P.56~59参照】

● 基本的考え方 ●

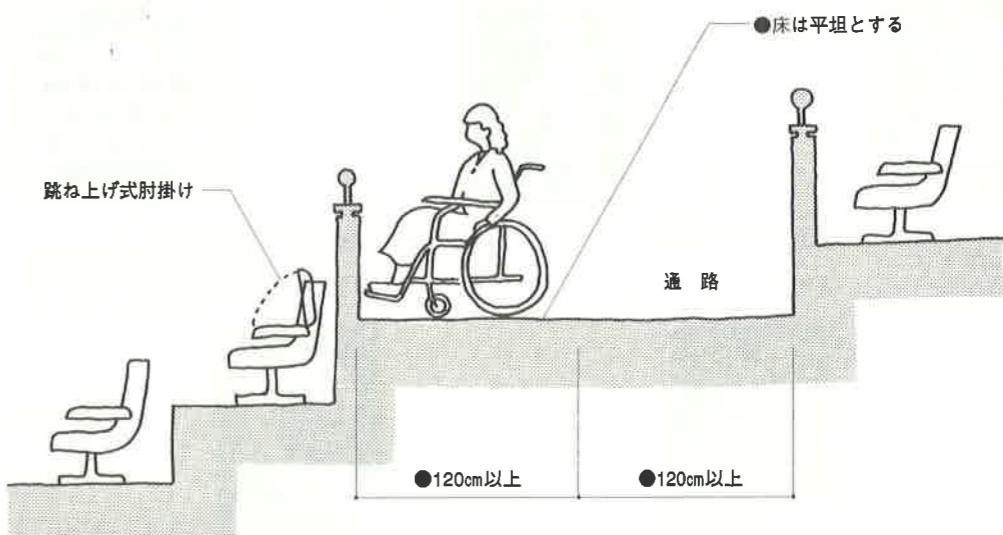
だれもが、観劇や音楽鑑賞、スポーツ観戦などを気軽に楽しめるように各種施設は整備されなければなりません。このため、出入口から容易に到達でき、かつ見やすい位置に車いす使用者が円滑に利用できる客席を設ける必要があります。

項目	● 整備基準	整備基準の解説
(1) スペース	<p>固定式の客席を設ける場合においては、車いす使用者が利用できる次に定める基準に適合する席を1以上設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者用の席の幅を90センチメートル以上、奥行きを120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者用の席の床は、水平であること。</p> <p>(3) 客席を有する室の1の項に定める構造の出入口から車いす使用者用の席に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p>	<p>「車いす使用者が利用できる席」とは、劇場等において車いすのままで観覧できるスペースをいう。</p> <p>「席の幅90cm」は、車いすが通過しやすい寸法であり、「奥行き120cm」は、電動車いすが収まる寸法である。</p> <p>車いす使用者用客席の区画までの経路については、基本的に廊下等に求められると同様の性能を求めるものである。</p> <p>「内法120cm」は車いすの通行幅の90cmに、人間が車いすと出会ったときに横向きになってやり過ごす30cmの幅を加えたもので、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である。</p> <p>水平距離12mに対し、垂直方向へ1m上ることを意味している。</p> <p>「1/8」とは、建築基準法施行令第26条における傾斜路の勾配の基準である。</p>
(2) 床面		
(3) 通路の構造	<p>イ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(ア) 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。</p> <p>(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>	

・車いす使用者用客席



・車いす使用者用客席（断面）



300m²を超える社会福祉施設等の建築物

8. 案内表示 【一般建築物 P.60~61参照】

● 基本的考え方 ●

高齢者、障害者等が目的の場所に安全かつ確実に到達できるよう、障害の特性に応じた案内板等の表示により、適切な情報提供を行う必要があります。また、案内板等の設置にあたっては、車いす使用者や他の歩行者の妨げとならないよう配慮する必要があります。

項目	● 整備基準	整備基準の解説
(1) 案内	案内板等を設ける場合においては、主要な案内板等を次に定める基準に適合するものとすること。 (1) 高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいよう高さ、文字の大きさ等表示に配慮したものとすること。	「高さ」とは車いす使用者が見やすい高さをいい、例えば触知図案内板の高さを床据えつけ型にあっては90~95cm、壁据えつけ型にあっては100cm程度とする。 表示等の配慮とは、例えば音声誘導装置や電光表示盤の設置、点字表示、色彩や明度差等による認識しやすい表示等をいう。
(2) 避難誘導	(2) 避難用の誘導灯を設ける場合においては、点滅型誘導音装置付誘導灯を設置する等視覚障害者及び聴覚障害者の誘導に配慮したものとすること。	

・案内板の例

障害者用スロープを示すマーク 視覚障害者を表示するマーク 聴覚障害者用電話サービス装置
(1984年、世界盲人連合が制定) (TDD) を示す国際シンボルマーク



盲導犬同伴可能な施設を示すマーク

聴覚障害用のアクセスを示す国際シンボルマーク



・表示用標識の例



・一体型避難誘導灯



光点滅装置
(フラッシュライト)
誘導音スピーカー

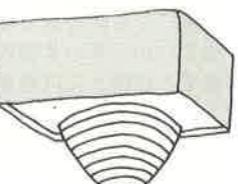
・既設誘導灯に追加取付する場合



光点滅装置 (フラッシュライト)



・フラッシュライトの例

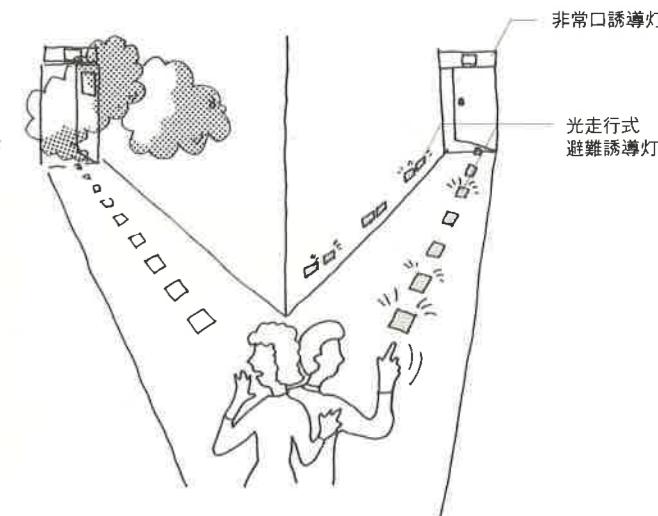


自動火災報知器と連動し、聴覚障害者等へ光の点滅により非常を知らせる装置。見やすい位置に設置。

・非常文字表示装置



・光走行式避難誘導装置の例



300m²を超える社会福祉施設等の建築物

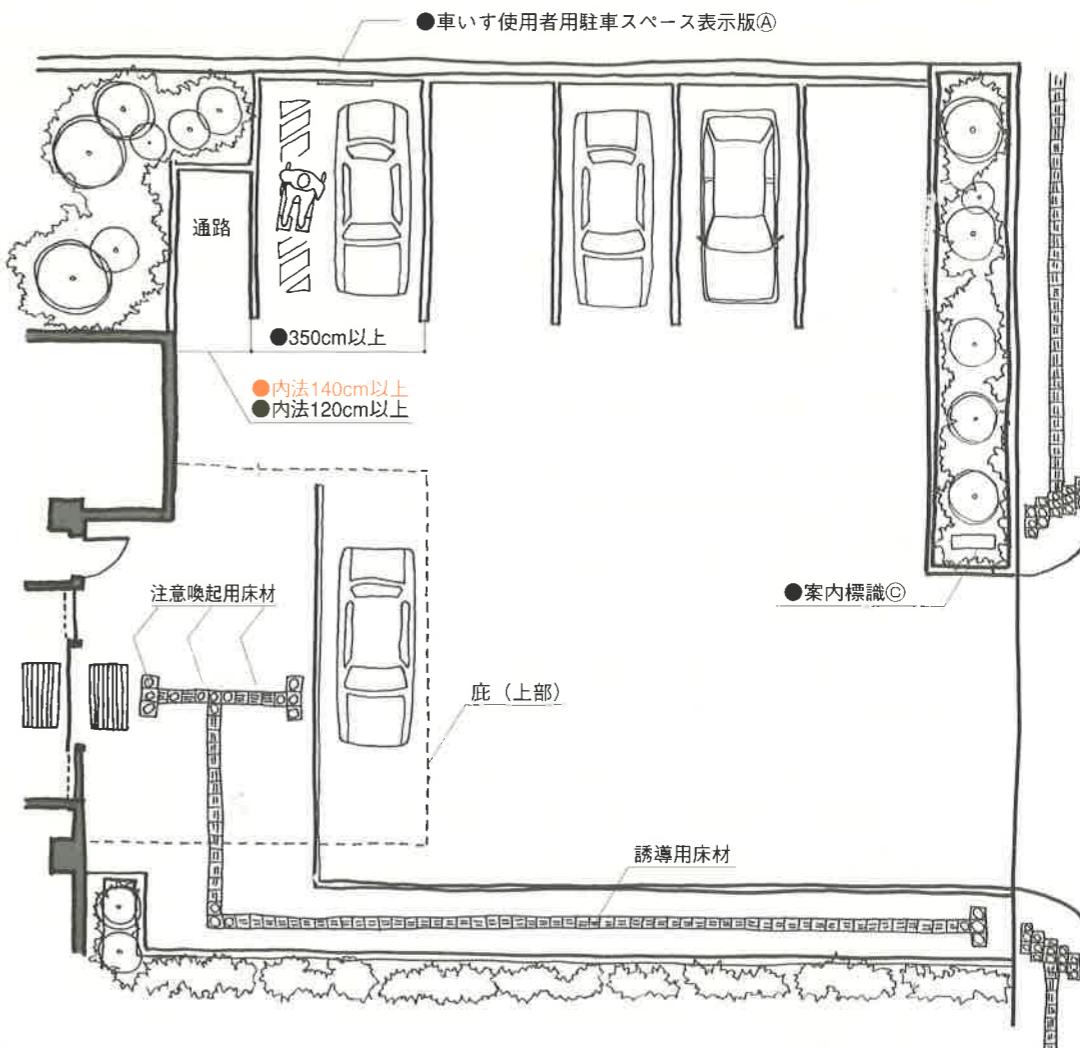
9. 駐車場 【一般建築物 P.62~65参照】

● 基本的考え方 ●

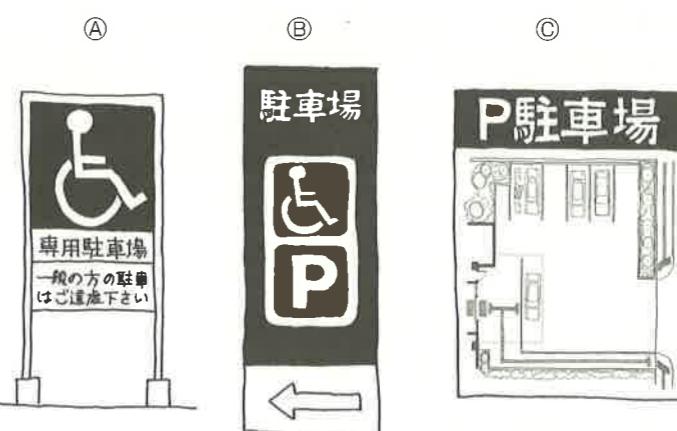
自動車は高齢者、障害者等の移動手段としてきわめて重要です。車いす使用者が出入りできる玄関のなるべく近くに、車いす使用者が利用できる駐車場を設ける必要があります。

項目	● 整備基準	整備基準の解説
(1) 駐車施設の設置	(1) 利用者の用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。(機械式駐車場を除く。)	➡建築物に1以上の車いす使用者用駐車場を設けることを規定している。機械式駐車場は管理者による人的な介助が可能であることから除外する。
(2) 駐車施設の仕様	(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとすること。 ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路((3)に定める構造の駐車場内の通路又は10の項(1)から(4)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 幅は、350センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。	➡駐車施設の位置は、できる限り車いす使用者の負担を軽減するため、車いす使用者が主に通行する経路に対して最短となる位置に設けることを求めている。 ➡「350cm」とは、車いす使用者の、乗降用スペース140cmに車体分スペース210cmを加えた幅である。 ➡車いす使用者用である旨の表示は車が駐車すると隠れてしまうような箇所ではなく、立て看板等の見やすい方法で表示する必要がある。あわせて、駐車場入口からの誘導のための表示についても配慮する。
(3) 駐車場内通路	(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、10の項(1)から(4)までに定める構造とすること。	➡「[10] 敷地内通路」の項を参照 ➡「車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口」とは建物内出入口と駐車場出入口とを両方含んでいる。建物内出入口から車いす使用者駐車施設へ通ずる経路上には敷地内の通路があり、駐車場出入口から車いす使用者用駐車施設へ通ずる経路上には駐車場内の通路がある。これらの通路を通行する視覚障害者には運転手等の視覚障害者以外のものが必ず同行するため、敷地内の通路の視覚障害者対応にかかる規定は適用しない。

・車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場



・駐車場の案内標識の例



300m²を超える社会福祉施設等の建築物

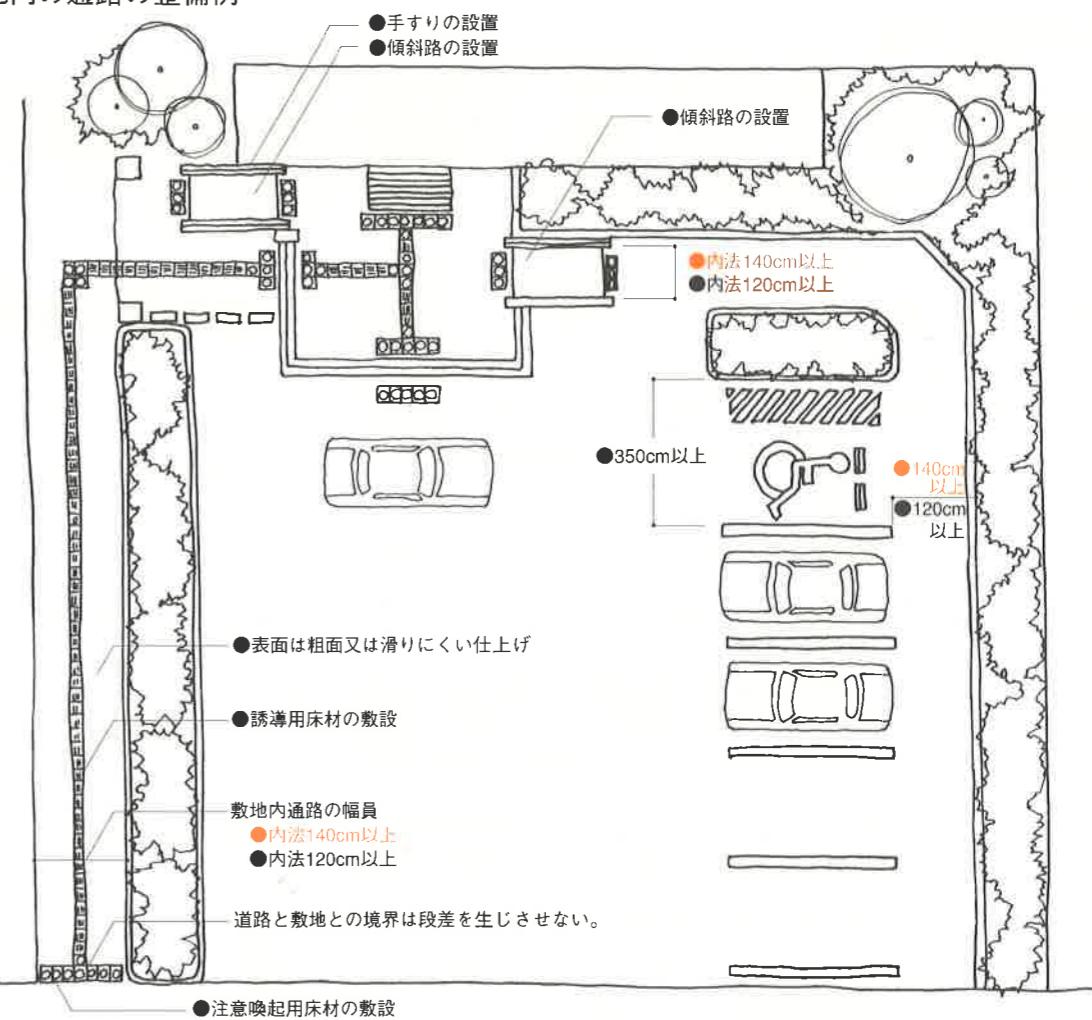
10. 敷地内の通路 【一般建築物 P.66~69参照】

● 基本的考え方 ●

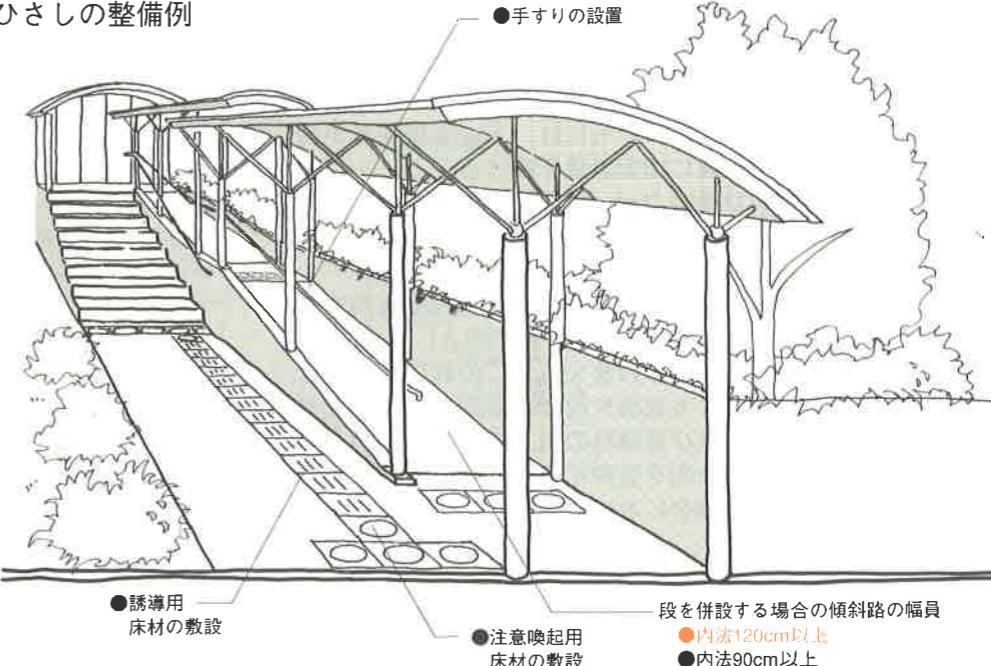
建物出入口から道等に通ずる通路又は屋外の車いす使用者用駐車施設に至る通路は、障害物の除去や段差の解消、歩車道の分離などにより、高齢者、障害者等安全に通行できるよう整備する必要があります。

項目	● 整備基準	整備基準の解説
(1) 表面仕上げ	利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	→ 「[3] 階段」の項を参照
(2) 段の構造	(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項(1)から(4)までに定める構造に準じたものとすること。	→ 「つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造」の溝ぶたとは、穴の大きさが、円形の場合は直径2cm以下とし、格子型の場合はピッチの長さが10cm以下で幅が1.5cm以下のものをいう。
(3) 溝ぶたの構造	(3) 通路を横断する排水溝を設ける場合においては、溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	→ 地形が特殊な場合にただし書の規定を適用できるのは建物出入口から道等に通ずる通路であり、建物出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路は除外できない。
(4) 通路の構造	(4) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から道等又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。 ア 幅員は、140センチメートル以上とすること。 イ 高低差がある場合においては、(6)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。	→ 「内法140cm」は車いすが転回できる寸法である。
(5) 視覚障害者対応	(5) 直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。	→ 視覚障害者の誘導用床材又は、注意喚起用床材の敷設が求められるのは建物出入口から道等に通ずる通路であり、建物出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路は求められていない。当該通路を通行する視覚障害者には運転手等の視覚障害者以外の同行者が想定される。
(6) 傾斜路の構造	(6) 敷地内に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 ア 傾斜路及びその踊場は、2の項(5)のアからオまでに定める構造とすること。 イ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとすること。 ウ 傾斜路は、必要に応じてひさしを設けるなど、積雪時等の通行に支障が生じないよう配慮したものとすること。	→ 「[2] 廊下等」の項を参照

・ 敷地内の通路の整備例



・ 傾斜路のひさしの整備例



● 社会福祉等の整備基準

● 一般建築物の整備基準

無印 計画・設計上の配慮事項